

參考資料

1 上位・関連計画における緑の整理

本市の上位計画や関連計画において、緑に関連する将来像や基本方針、施策・事業などが示されています。これらの記載内容との整合を図りながら本計画を策定しました。

上位・関連計画	緑に関する記載内容（抜粋）
<p>①第二次守谷市総合計画 (平成 24(2012)年 3 月)</p>	<p>【基本理念】～緑きらめき 人が輝く 絆つなぐまち もりや～</p> <p>【まちづくりの基本姿勢】</p> <p>●緑をつなぐまちづくり</p> <p>これまで、人の暮らしとの関わりの中で、大切に守り育てられてきた豊かな自然を引き継ぎ、誰もが環境と調和した潤いと安らぎのある生活を送ることができ、この良好な環境と暮らしを次の世代につなぐまちづくりを進めます。</p> <p>【緑に関する施策・事業】</p> <p>●生活環境の保全：環境保全活動の推進</p> <p>●緑を生かした景観の形成：緑地の保全、公園・街路樹等の維持管理</p>
<p>②守谷市国土強靱化計画 (令和 2(2020)年 4 月)</p>	<p>【事前に備えるべき目標】</p> <p>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</p> <p>【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】</p> <p>●2[1-2]異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</p> <p>●3[1-3]土砂災害等による多数の死傷者の発生</p> <p>●4[1-4]情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p>
<p>③第二次守谷市国土利用計画 (平成 24(2012)年 3 月)</p>	<p>【土地利用の基本方針】</p> <p>今後も、守谷市の原風景である斜面林や水辺の緑、豊かな実りと良好な景観をもたらす農地を保全し、次の世代に継承していきます。</p> <p>【土地利用構想】</p> <p>●農業系エリア</p> <p>農地が持つ農業生産基盤としての本来の役割の他、景観形成等の緑地機能を十分に発揮できるよう、農地の保全と利用促進を図り、生産性の向上に努めます。</p> <p>●公園系エリア・緑地系エリア</p> <p>公園・緑地が持つ環境保全機能や防災機能、レクリエーション機能や景観形成機能等の向上を目指し、適切な保全・管理とその活用に努めます。</p>
<p>④守谷市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略 (令和 2(2020)年 3 月)</p>	<p>【展開施策】</p> <p>① 「住みたい理想のまち」を創る</p> <p>具体的な取組例：守谷駅東口市有地の有効活用</p> <p>② 魅力ある付加価値を創る</p> <p>■自然・緑との共生</p> <p>都心にはない自然・緑と共生した環境を守り、育むため、遊休農地等を活用した里山環境の構築や河川環境を生かした「潤い」のある憩いの場の創出等に取組みます。</p> <p><具体的な取組例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・守谷城址・愛宕谷津周辺（野鳥の森）の拡充・活用 ・緑地の維持・保全

上位・関連計画	緑に関する記載内容（抜粋）
<p>⑤守谷市都市計画 マスタープラン (令和 2(2020)年 3 月)</p>	<p>【将来都市像】 ”緑きらめく大地で人々がふれあい、幸せに暮らし続けるまち”</p> <p>【都市づくりの基本理念】 1.水と緑の環境，豊かな歴史・風土を残し，生かして，次の世代に継承する 2.美しく相互に調和の取れた都市景観・街並みを形成する 5.市民・事業者・行政による「協働のまちづくり」を推進する</p> <p>【SDGs との接点】</p>  <p>【土地利用基本方針】 ●水と緑の環境と豊かな歴史風土を残し生かすこと ●誰もが快適で住みやすい都市機能・都市空間をつくること</p> <p>【自然環境の保全と公園緑地の整備の方針】 水と緑の豊かな歴史風土を次世代に継承し，低炭素型都市構造を構築するために，「緑の基本計画」に基づき，市民・事業者・行政の協働により，都市の緑を守り育み，市民が憩える自然とふれあう場をつくります。 多様でしなやかな自然の機能や仕組みを活用した豊かな社会を目指す「グリーンインフラ」の考え方にに基づき，緑化・緑地保全を組み込んだ計画的なまちづくりを進めます。</p> <p>【景観形成の基本方針】 まちスケールの方針『豊かな緑で囲まれる生活圏の景観形成』 緑の環境を都市空間として積極的に位置付け，一団の都市的土地利用ゾーン（生活圏）は緑によって空間の単位が形づくられるという，「守谷らしさ」の形成を図ります。</p>
<p>⑥守谷市立地適正化計画 (令和 2(2020)年 3 月)</p>	<p>【まちづくりの基本方針】 ●住環境の維持・再生のよる既存住宅市街地の活性化 ・緑豊かなゆとりある住環境の形成</p> <p>【SDGs の達成に向けて】</p> 
<p>⑦守谷市公共施設等 総合管理計画 (平成 28(2016)年 2 月)</p>	<p>【管理に関する基本方針と今後の方向性】 ●公園 市内には，昭和 57 年度以降に開設された公園が多く，遊具やベンチの更新及び修繕が多くなっています。修繕に当たっては，バリアフリー化を図っています。今後も計画的に修繕を行い，市民の憩いの場として，安全に利用できるよう管理します。 又，樹木の剪定や除草については，なるべく多くの公園で市民との協働による管理ができるよう取組めます。</p>

上位・関連計画	緑に関する記載内容（抜粋）
<p>⑧第二次守谷市環境基本計画 (平成 28(2016)年 8 月)</p>	<p>【守谷市が目指す望ましい環境像】 『豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや』 基本目標：豊かな自然の恵みを守りながら活用します</p> <p>●取組 1：残された緑を守り，豊かな自然環境を保つ 市内には，動植物の貴重な生息・生育環境となっている豊かな自然環境が今なお残されていることから，これらの管理・保全に引き続き取組みます。又，環境に優しい新エネルギーを暮らしの中に活用していく取組などを進めます。</p>
<p>⑨守谷市景観計画 (平成 24(2012)年 12 月)</p>	<p>【緑化の推進】 緑は，守谷の景観を形成する重要な要素であり，緑の保全と緑化の推進は，良好な景観形成を図る上で，欠かすことができないものです。本市の恵まれた緑の保全，活用や新たな緑の創出など，市民・事業者・行政がそれぞれの立場から取組み，あるいは互いに協働していくことが必要です。</p> <hr/> <p>【要素区分による方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●河川 <ul style="list-style-type: none"> ・緑の育成等による縁取りの景観を積極的につくる。 ●緑地 <ul style="list-style-type: none"> ・斜面林，樹林の活用・維持・保全を図る。 ・既存の緑との連続性に配慮し，一体的な景観形成を図る。 ・大規模開発等に対する斜面林の保全を図る。 ●農地 <ul style="list-style-type: none"> ・農地等の保全を図り，ゆとりと潤いのある農地景観，田園景観の形成を図る。 ・農地を活かした景観形成を図る。 ●住宅地 <ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな環境を積極的に位置づけ，緑によって空間の単位が形づくられるという，守谷らしい緑豊かな景観形成を図る。 ・生垣や花壇などによる植栽により，緑豊かな潤いのある住宅地の景観形成を図る。 ●工業地 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内緑化や接道部の緑化・修景を図り，親しみが感じられる景観の形成を図る。 ●道路 <ul style="list-style-type: none"> ・道路空間をやわらげる沿道緑化などを推進する。 ・植栽帯の形成や街路樹の樹種選定等により，まちに季節感を演出する。

2 生物多様性とグリーンインフラに寄与する緑

なぜ生物多様性への配慮が必要なのか？

生物多様性とは、全ての生物の間に違いがあることを指します。

地球上には個性豊かな様々な生物が存在し、互いに影響しながらもバランスを保って共存しており、生物多様性があることで、食材の供給や地域環境の維持など、様々な恩恵を受けることができます。しかし、私たち人類が行ってきた開発などによって生態系の破壊が進み、生物多様性を脅かす大きな要因となっています。

また、生物多様性は山や海や森などが注目されやすいですが、都市においても重要な役割を果たしています。

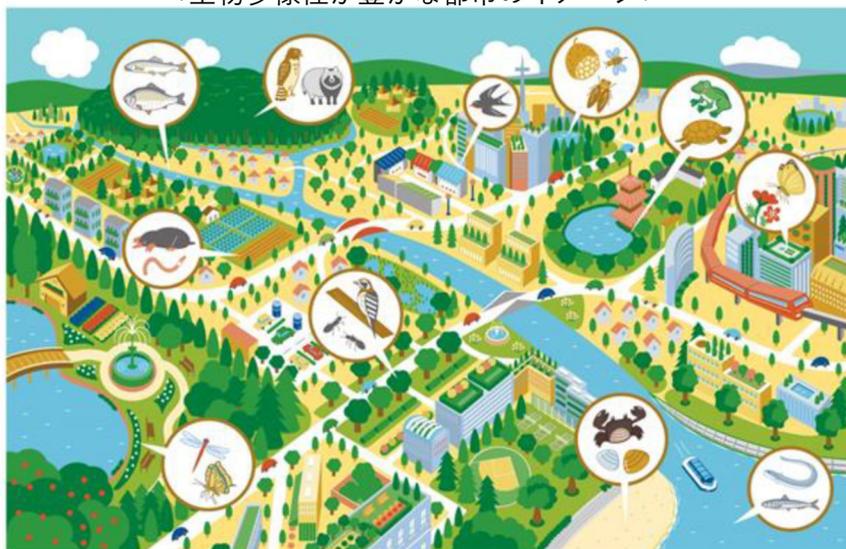
◆都市の生物多様性の機能◆

- 水や大気の浄化、微気候などの環境改善機能
- 地域の子供達に生き物とふれあう機会を提供することによる環境教育の推進
- 地域の特徴となる自然とのふれあいにより地域への愛着を育み、地域の文化形成に寄与

本市の豊かな自然環境は、市民の皆様からの評価も高く、守谷の自然に魅力を感じ転入してきたという声も聞きます。しかし、この豊かで緑あふれる街並みは、放っておいても続いていくものではありません。市民一人一人の手で古くから守り育ててきたからこそ維持されているのです。この住みやすく緑あふれる景観は、大気や水や土、森などのそれぞれの場で息息・生育する生物と、その生物種の間でつくられている多様な生態系の姿なのです。さらにこれらは、酸素や土、食料など私たちが生きるために必要な恵みも提供してくれるのです。

これらの生態系を守ることで、すなわち生物多様性への配慮をすることで、緑の多様な機能が最大限発揮され、人と生物が共存・共生可能となり、豊かで快適なまちが将来にわたり続いていきます。

<生物多様性が豊かな都市のイメージ>



出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課
<https://www.mlit.go.jp/common/001231886.pdf>

守谷市におけるグリーンインフラとはなにか？

■グリーンインフラとは？

グリーンインフラと聞くと、緑や自然をたくさん使った道路などのインフラ整備といったぼんやりとしたイメージを持たれている方が多いのではないのでしょうか。

グリーンインフラとは、自然を地域の大切な資源として捉え直し、自然の恵みを活用して、社会の課題解決や豊かさの創造につなげる、古くて新しい考え方です。

グリーンインフラ（Green Infrastructure）とは、

自然の多様な機能や仕組みを活用した社会資源や防災、国土管理の概念のことです。

Green =生態系サービス, 自然の恵み Infrastructure =国土, 社会システム

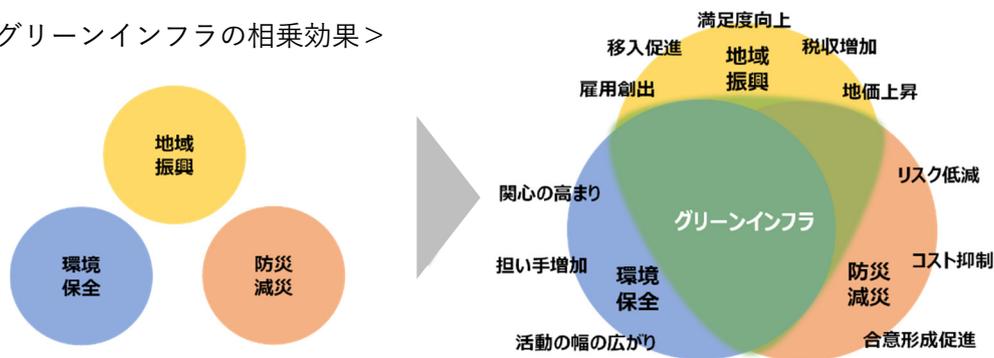
グリーンインフラでは環境保全は目的ではなく手段となり、インフラに多機能性を付加することで暮らしを豊かにします。

例えば、湿原を復元することで、治水・防災機能を持たせるとともに教育・レクリエーションへの活用や地域文化の継承を図り、地域コミュニティの一拠点を形成することができるのです。

■グリーンインフラの効果は？

グリーンインフラでは、自然の多様な機能を賢く活用することで様々な相乗効果が生じます。これは自治体が自主的かつ選択的に推進するSDGs※への取組にも共通するものであり、長期的には持続可能な社会の実現につなげていくことができます。

<グリーンインフラの相乗効果>



※SDGs（Sustainable Development Goals）とは、

2015年9月に国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標のことで



■守谷にはグリーンインフラのポテンシャルがある

本市は、利根川・鬼怒川・小貝川に囲まれた元来の地形を生かした都市構造となっており、河岸の台地上に市街地が立地した、災害リスクが低く安全なまちです。そして、豊かな自然を残しながら、東京都心へ約40分でアクセス可能な地理的優位性を有しています。



自然地形を生かした土地利用であり自然と共存可能な都市構造を有する。



古くからの関東平野の美しい里山環境が今も市内に多く残されている。

■守谷市におけるグリーンインフラの推進

本市は2017年に全国初のグリーンインフラに関する官民包括連携協定を締結（株式会社福山コンサルタント：平成29年11月28日）し、守谷のグリーンインフラのポテンシャルを生かしたグリーンインフラの推進をスタートしました。長期目標として『子ども、孫の世代まで豊かな自然をつなぐ』を掲げており、これらが最終的に、守谷市の最上位計画である第二次守谷市総合計画における将来像の実現につなげていくことを目的としています。

緑の基本計画において、守谷の豊かな自然環境を地域の大切な資源として捉え直し、この多様な価値を見出し活用することで、持続可能なまちづくりにつなげていきます。



地域に多様な価値を生み、世代を超えて豊かな自然がつながる、持続可能な都市『もりや』づくりを目指す

■守谷市におけるグリーンインフラの取組

本市では、グリーンインフラ推進に関する官民連携の協議会や市内横断的なメンバーでの検討会を中心に様々な取組を行っています。

そして、グリーンインフラ官民連携プラットフォーム（国土交通省主幹）が主催する第1回グリーンインフラ大賞において、本市におけるグリーンインフラの取組事例「茨城縁守谷市における官民連携による戦略的グリーンインフラの推進」が**第1回グリーンインフラ大賞「国土交通大臣賞（生活空間部門）」を受賞**しました。

[ハード系施策]

●守谷野鳥のみち

- 地域主導で1kmの木道を整備
- 従来の考え方である環境保全の取組を引き続き推進
- グリーンインフラの考え方で、地域振興、防災・減災、環境保全の多様な活用につなげていく



▲守谷野鳥のみち

●稲戸井調節池利活用

- 国土交通省が整備している調節池の一部を市が借り受け、市民の憩いの場としての利活用を検討中

[ソフト系施策]

●Moriya いきもの調査隊：Morinfo を活用したいきもの調査

- 市民生活総合支援アプリ『Morinfo』を活用
- 市内のいきものや自然散策路の情報を、アプリ利用者が参加型で提供
- ねらい
 - ・ 四季を感じてまちを楽しむ
 - ・ 生活の質（QOL）の向上
 - ・ 守谷いきものマップを作成



●Moriya Green Beer：ビール&グリーンインフラ資金づくり

- 守谷市内で育てたホップを使用して、ビールを醸造販売しました
- ホップはグリーンカーテンとしても活用され、売上はグリーンインフラの資金となります



MORIYA GREEN BEER の仕組み



その他にも、

- 環境学習・リース作り
- 大規模市民アンケート
- 社会実験マルシェでのフューチャーデザインワークショップ開催
- スマートフォンGPSスタンプによるエコハイクラリーなど、様々な取組を実施しています！

3 前計画に基づく取組状況（再掲）

前計画は、三つの基本方針に 25 の基本的な施策が位置付けられており、そのうち 24 施策が実施、1 施策が一部実施となっています。また、重点的・総合的な施策の推進の九つの施策のうち、8 施策が実施、1 施策が一部実施となっています。

「守谷らしい緑を保全・活用・創出する」方針については、保存緑地指定の推進、斜面林の買収による保全、街路樹の整備などを行いました。また、森林整備区域、農業振興地域・農用地区域の指定と市民農園 2 箇所の整備、社寺林の保存緑地としての指定などを行いました。

「彩豊かな緑の街並み・道すじをつくる」方針については、公園のバリアフリー化や防災に係る整備、学校での体験学習などの実施、公共公益施設での緑化に加え、各種協定による緑化を推進しました。

「緑が輝くまちづくりを進める」方針については、募金活動や保存緑地・保存樹木の周知活動、公園等里親事業を推進するとともに、Moriya いきもの調査隊や Moriya いきものコンテスト実施、グリーンインフラの取組の一環としてグリーンカーテンのホップのつるを使ったリースづくり体験や「MORIYA GREEN BEER」の醸造販売も行いました。

また、重点地区として稲戸井調節池の利活用検討、守谷市役所庁舎周辺での花壇や植栽柵の整備・管理、守谷城址公園・守谷野鳥のみちの整備などを行いました。

なお、守谷城址公園・守谷野鳥のみちの整備に当たっては、土地所有者の協力により無事、整備することができました。

表 1 前計画の施策実施状況

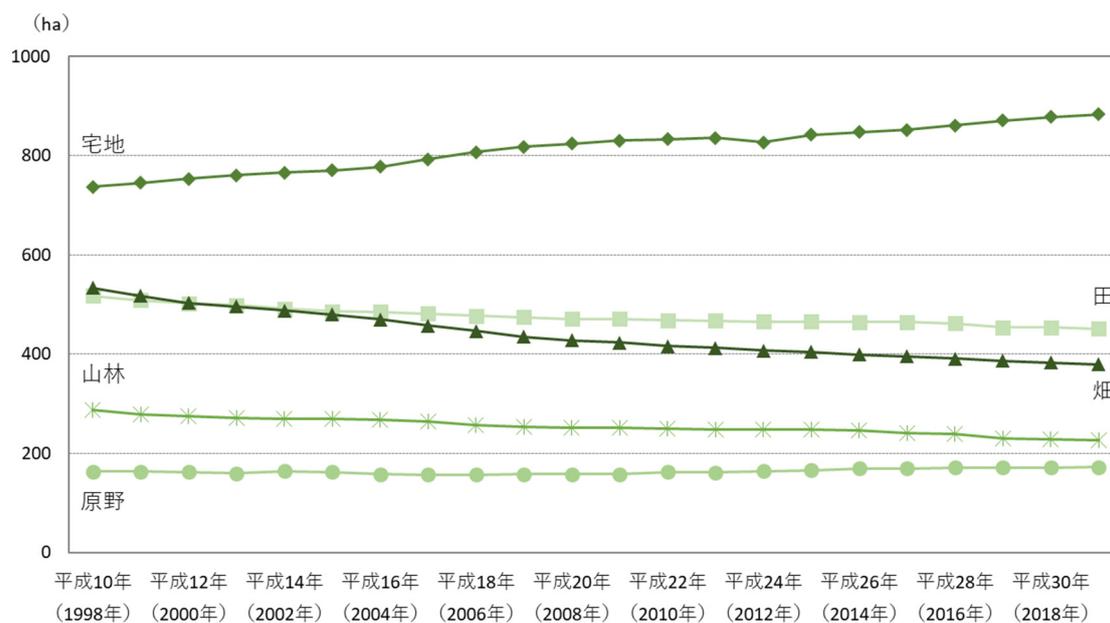
現行計画における計画の体系	実施	一部実施	計
基本方針1 「守谷らしい緑を保全・活用・創出する」	6	0	6
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑の骨格を強化する <ul style="list-style-type: none"> ・河川の緑の保全と活用 <実施> ・斜面林の保全と活用 <実施> ・緑の都市軸づくり <実施> 	3	0	3
<ul style="list-style-type: none"> ■ 守谷らしい豊かな緑を守り育てる <ul style="list-style-type: none"> ・平地林・屋敷林などの保全と活用 <実施> ・社寺林の保全と活用 <実施> ・農地の保全と活用 <実施> 	3	0	3
基本方針2 「彩豊かな緑の街並み・道すじをつくる」	11	0	11
<ul style="list-style-type: none"> ■ 身近な緑のオープンスペースの整備を推進する <ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園や緑地の整備 <実施> ・ニーズに応じた公園や緑地の充実 <実施> ・学校を活かした緑の整備 <実施> 	3	0	3
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑が香る街並みをつくる <ul style="list-style-type: none"> ・公共公益施設の緑化推進 <実施> ・住宅地の緑化推進 <実施> ・工業地・商業地の緑化推進 <実施> ・緑化指導の充実 <実施> 	4	0	4
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑にふれあう道すじをつくる <ul style="list-style-type: none"> ・街路・駅前の緑化推進 <実施> ・水路の緑化推進 <実施> ・遊歩道・サイクリングロードの整備 <実施> ・高速道路周辺の緑化推進 <実施> 	4	0	4
基本方針3 「緑が輝くまちづくりを進める」	7	1	8
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑を大切にする意識を育てる <ul style="list-style-type: none"> ・緑の広報活動の推進 <実施> ・緑のイベントの開催 <実施> ・緑のまちづくりに貢献した活動の表彰 <一部実施> 	2	1	3
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑に学び、緑を育てる活動を広げる <ul style="list-style-type: none"> ・緑に学ぶプログラムづくり <実施> ・緑を守り、つくり、育てる活動の推進 <実施> 	2	0	2
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑のまちづくりを支える仕組みを充実する <ul style="list-style-type: none"> ・緑のまちづくりの体制づくり <実施> ・緑のまちづくり制度の充実 <実施> ・緑のリサイクルの推進 <実施> 	3	0	3
■重点的・総合的な施策の推進 「特徴ある緑を保全・創出する」	8	1	9
<ul style="list-style-type: none"> ■ 優れた自然・歴史・文化にふれる緑の拠点づくり <ul style="list-style-type: none"> ・稲戸井調節池 <実施> ・守谷市役所庁舎周辺 <実施> ・守谷城址公園・愛宕谷津一帯 <実施> ・立沢一帯 <実施> 	4	0	4
<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑化重点地区の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・平地林・屋敷林や農地などの緑の保全と活用の重点的に推進する <一部実施> ・公園や緑地などのオープンスペースの整備を積極的に推進する <実施> ・誰もが安全で快適に歩くことができる緑の道づくりを推進する <実施> ・公共公益施設や民有地においては、緑を多く感じさせるよう、効果的な緑化の推進を図る <実施> ・駅周辺や幹線道路沿道などにおいては、商業・業務施設の景観に配慮した質の高い緑化の推進を図る <実施> 	4	1	5
計	32	2	34

4 守谷市の概況

(1) 土地利用

本市の土地利用の推移は、田・畑や山林は年々減少し、宅地は増加する傾向が続いています。この20年間では、田・畑は合わせて約200ha、山林は約60ha減少し、一方で宅地は約140ha増加しています。

田を中心とした農地は鬼怒川右岸や小貝排水路兩岸、野木崎地区・高野地区に広がり、畑を中心とした農地は主に台地上に分布しています。



出典：統計もりや

図 1 地目別土地利用面積の推移

(2) 生物の生息・生育環境の現況

■ 守谷市の植生

本市の植生図をみると、市街地の縁辺部に緑の多い住宅地と畑雑草群落が生息しており、クヌギ-コナラ群落、シイ・カシ二次林、さらにケヤキ-シラカシ群落などで構成されています。

市内にはシイ、カシ、クロマツなどの暖帯林が多く生育しており、市内の社寺にはマツ、サクラ、カシ、ケヤキ、イチヨウ、スギなどが見られます。

かつては社寺や民家には数百年の樹齢を数える巨木も見られましたが、その多くが現存していません。

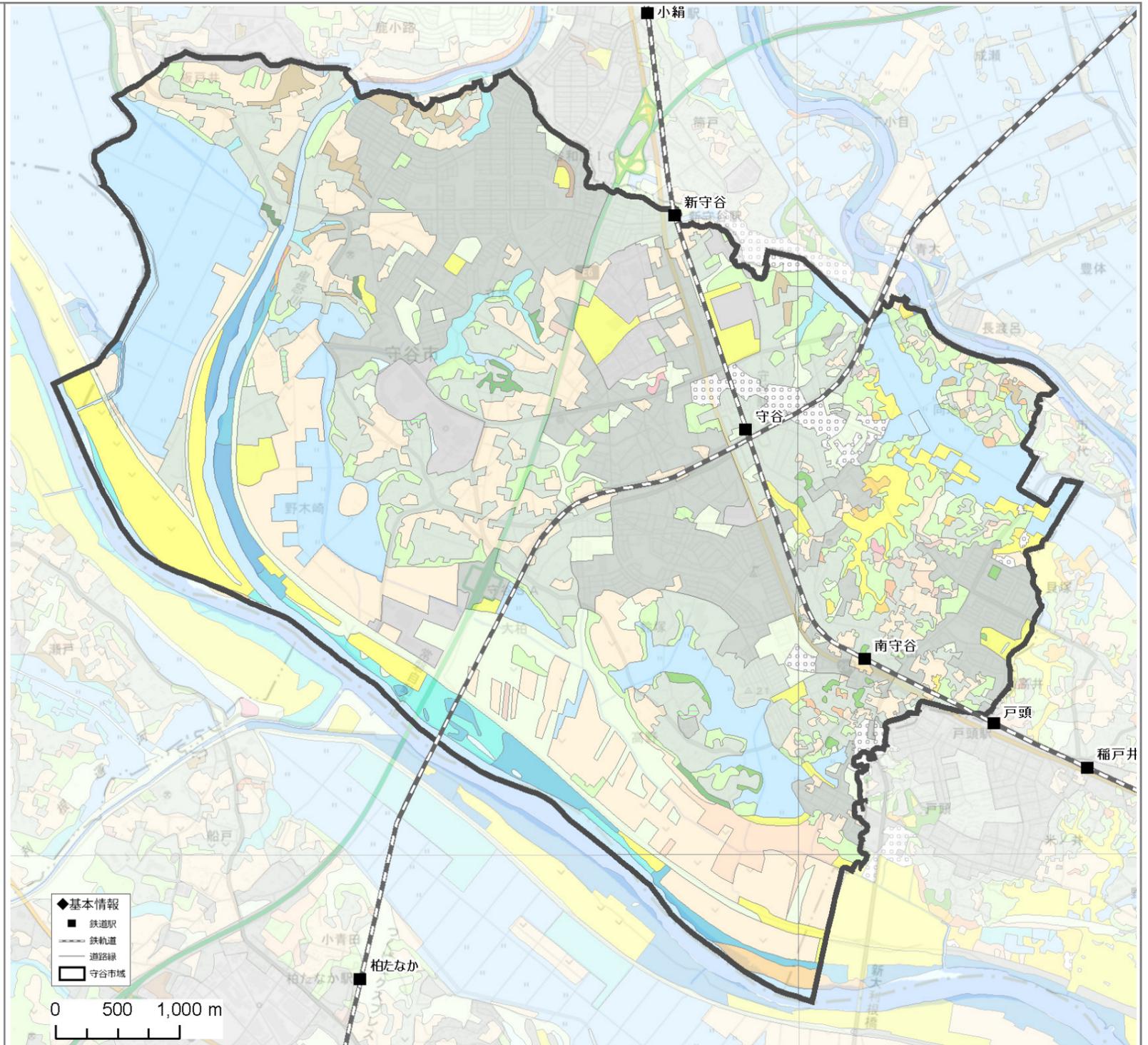
なお、守谷駅北側の旧銚子街道沿いにかつて守谷藩によって植栽された松並木は、現在その一部が区画整理事業により公園内に残されています。

また、12月から2月にかけて吹く冷たい北西の季節風や5月から8月にかけて北東風の風が比較的多いことから、これらの季節風を防ぐため家屋の北側にカシ、ケヤキ、シイなどの屋敷林を植えている農家が見られるのも特徴的です。

水辺の植生については、市の北部を流れる小貝川畔には、ヨシ、オギ、ハンノキ、タチヤナギ、アカメヤナギ、オオイヌフグリなどが見られます。

また、利根川の河岸はヨシクラス、オギ群落となっており、利根川の堤防及び原野には、カササゲ、ヨシ、マコモ、ヤナギ、セイタカアワダチソウ、オギ、ハンノキ、クワなどが群生しています。

- シキミ-モミ群落
- ヤナギ低木群落 (VI)
- シイ・カシ二次林
- ケヤキ-シラカシ群落
- シラカシ屋敷林
- クヌギ-コナラ群落
- メダケ群落
- 伐採跡地群落 (VII)
- ヨシクラス
- オギ群落
- スギ・ヒノキ・サワラ植林
- その他植林
- ゴルフ場・芝地
- 牧草地
- 路傍・空地雑草群落
- 放棄畑雑草群落
- 果樹園
- 畑雑草群落
- 水田雑草群落
- 放棄水田雑草群落
- 市街地
- 緑の多い住宅地
- 工場地帯
- 造成地
- 開放水域
- 自然裸地



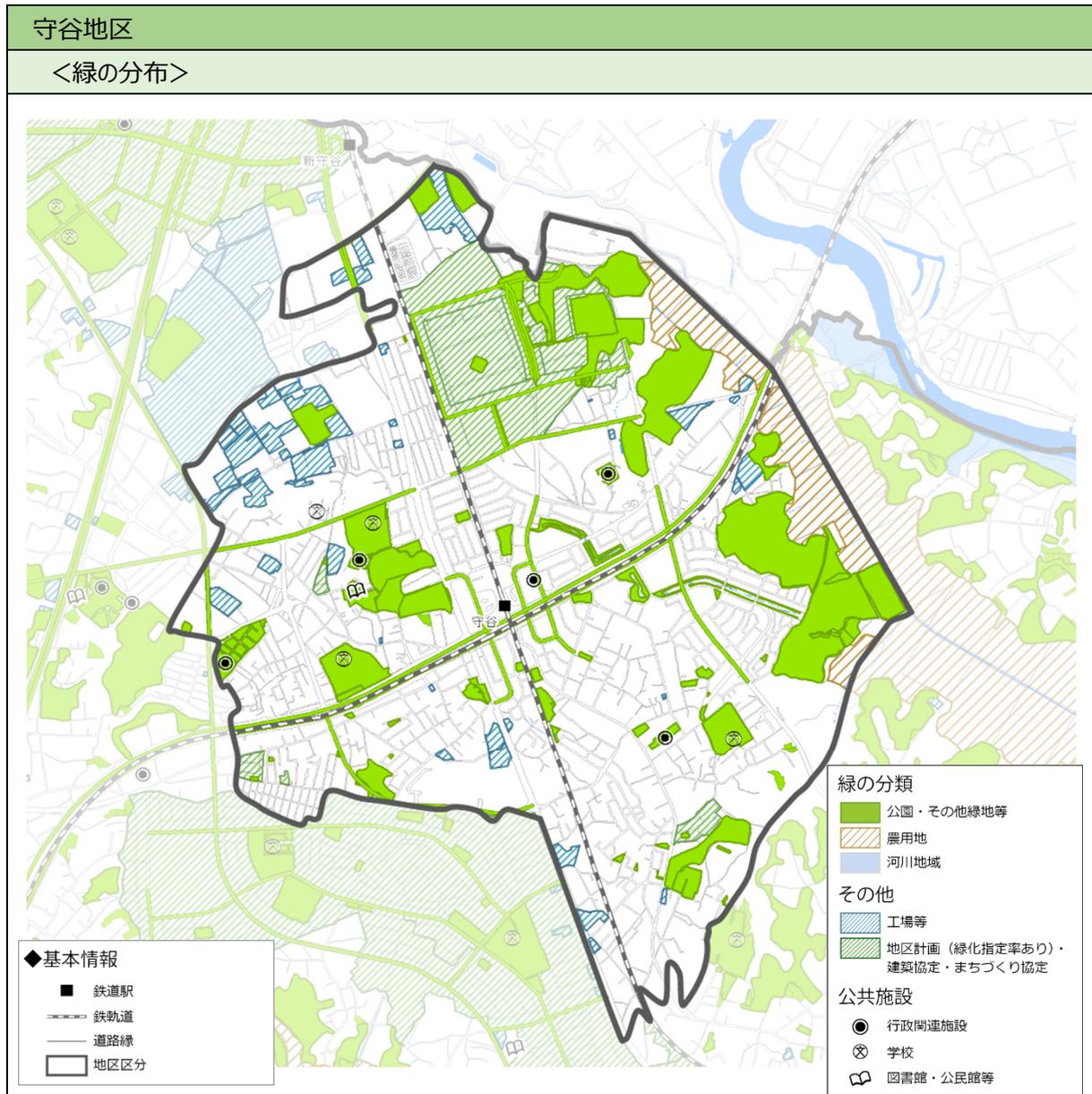
出典：「第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査 1/2.5万現存植生図」
平成11(1999)年～16(2005)年・平成17(2006)年～ 環境省自然環境局生物多様性センター

図2 守谷市植生図

5 地区別にみた緑の現況

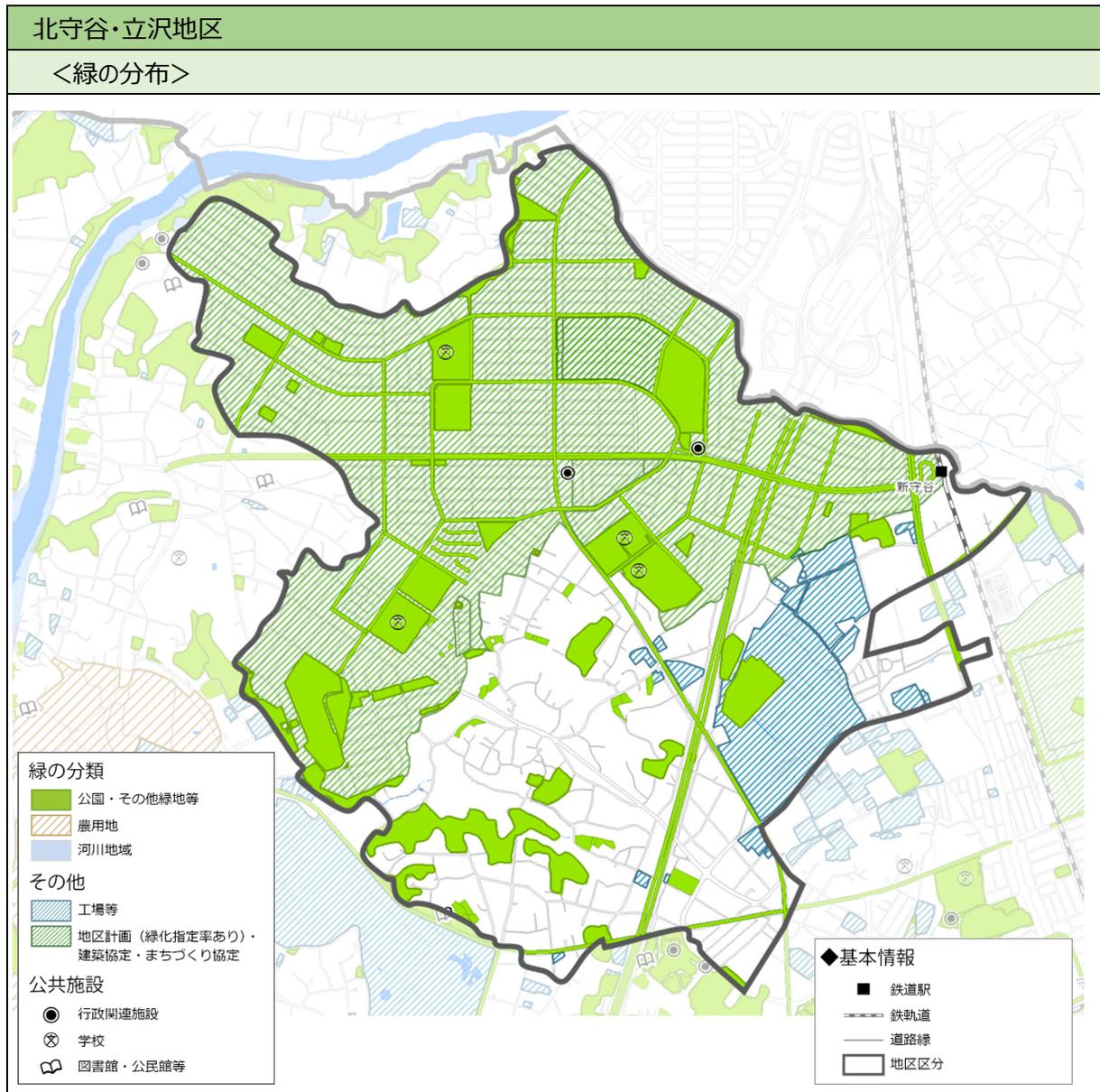
本市の概況及び緑の現況を踏まえ、さらに地区別に現況を整理しました。

(1) 守谷地区



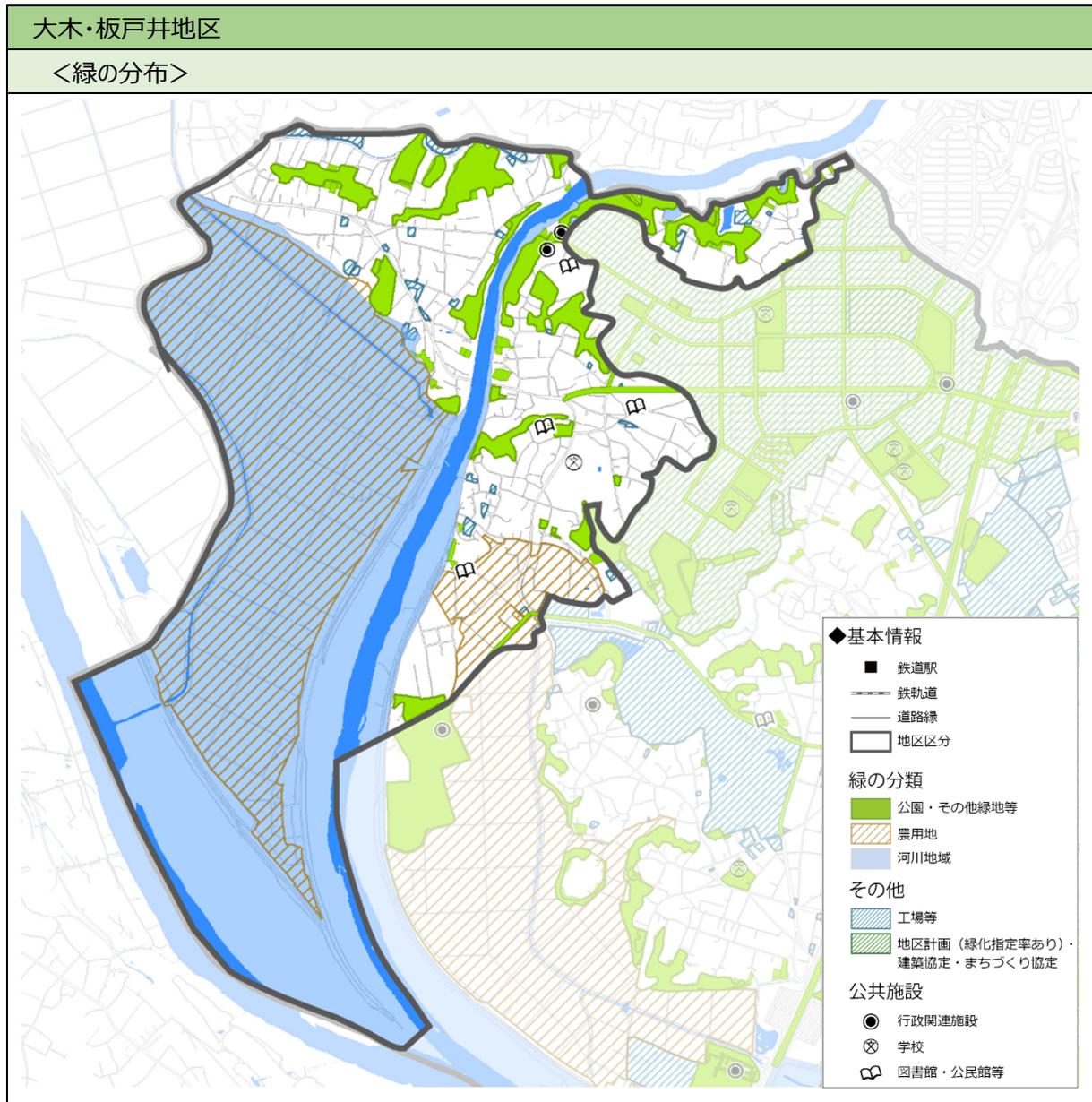
守谷地区	
＜現況＞	
地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 守谷駅 ▪ 既成市街地 ▪ 守谷野鳥のみち
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 都市拠点周辺に市街地が形成 <ul style="list-style-type: none"> ・都市拠点である守谷駅周辺及び国道 294 号沿道に市街地が形成 ・TX 開業や市街地開発・宅地化の進展により地区人口は増加傾向 ・土地区画整理事業によって整備された住宅市街地が多く分布（中央地区・ひがし野地区・松並青葉地区） ・地区内の市街化調整区域は他地区に比べ宅地率が高い ▪ 変化に富んだ自然的・歴史的資源が多く分布 <ul style="list-style-type: none"> ・大小様々な谷津，守谷沼，守谷城址，松並木などが分布 ・守谷城址公園から愛宕谷津をつなぐ「守谷野鳥のみち」を整備（市民協働） ・「守谷野鳥のみち」は「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定
緑・生物環境	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 公園は市街化区域内をおおむねカバー <ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園である街区公園が地区内全域に多く分布しており，市街化区域内をおおむねカバー ・守谷城址公園や北園森林公園，守谷沼など緑が豊富 ・守谷野鳥のみち周辺に里山の風景が残る ▪ 新設住宅市街地に公園が多く整備 <ul style="list-style-type: none"> ・新規整備された住宅市街地（松並青葉地区）において緑が十分に確保 ▪ 市街化調整区域にも緑が多く分布 <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域を中心に，保存緑地や農地が広範囲に多く分布
市民活動 ・住民意向	<ul style="list-style-type: none"> ・守谷市観光協会，守谷野鳥のみち自然園，ボランティア・市内中学生・企業・市との協働により，「守谷野鳥のみち」を整備 ・緑の少年団活動の実施（守谷小学校） ・自然環境への満足度：79.1%（平成 30(2018)年市民アンケート） ・公園の安全性・快適性への満足度：49.3%（平成 30(2018)年市民アンケート）
＜現況写真＞	
	
▲守谷野鳥のみち	▲松並青葉地区の公園

(2) 北守谷・立沢地区



北守谷・立沢地区	
＜現況＞	
地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 住宅団地（北守谷） ▪ 集落地（立沢地区） ▪ 副次拠点（新守谷駅周辺）
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 大規模ニュータウンが形成 <ul style="list-style-type: none"> ・台地上に計画的に開発されたニュータウンが形成（常総ニュータウン） ・北守谷地区は「北守谷・緑の街づくり協定」により土地の緑化を推進 ・新守谷駅周辺は商業・業務施設や公共施設の集積と良好な居住環境を図るべき拠点として副次拠点に位置付け ▪ 工業団地と周辺市街地との調和を図る必要あり <ul style="list-style-type: none"> ・ニュータウンの南側に工業団地が立地，周辺居住地の良好な居住環境形成への工夫が必要 ・工業団地周辺に公園や緑地が不足 ▪ 農村集落地周辺に多くの緑が残る <ul style="list-style-type: none"> ・北守谷地区とみや工業団地に囲まれる形で，台地に谷津が切れ込んだ地区が存在 ・農村集落地と介在する農地，傾斜地山林を中心とした多くの緑が分布
緑・生物環境	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 公園は市街化区域内をおおむねカバー <ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園である街区公園が市街化区域内をおおむねカバー ▪ 市街化調整区域にも緑が多く分布 <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域を中心に保存緑地や社寺の緑が多く分布し，里山の風景が残る
市民活動 ・住民意向	<ul style="list-style-type: none"> ・立沢里山の会による小学生の稲作体験，子供会や子育て支援グループを招待しての自然体験，竹林整備と炭焼きなどの実施 ・市民農園の活用（立沢地区・土に親しむ農園） ・自然環境への満足度：84.0%（平成 30(2018)年市民アンケート） ・公園の安全性・快適性への満足度：61.0%（平成 30(2018)年市民アンケート）
＜現況写真＞	
	
<p>▲北守谷地区の街路樹（新守谷駅周辺）</p>	

(3) 大木・板戸井地区

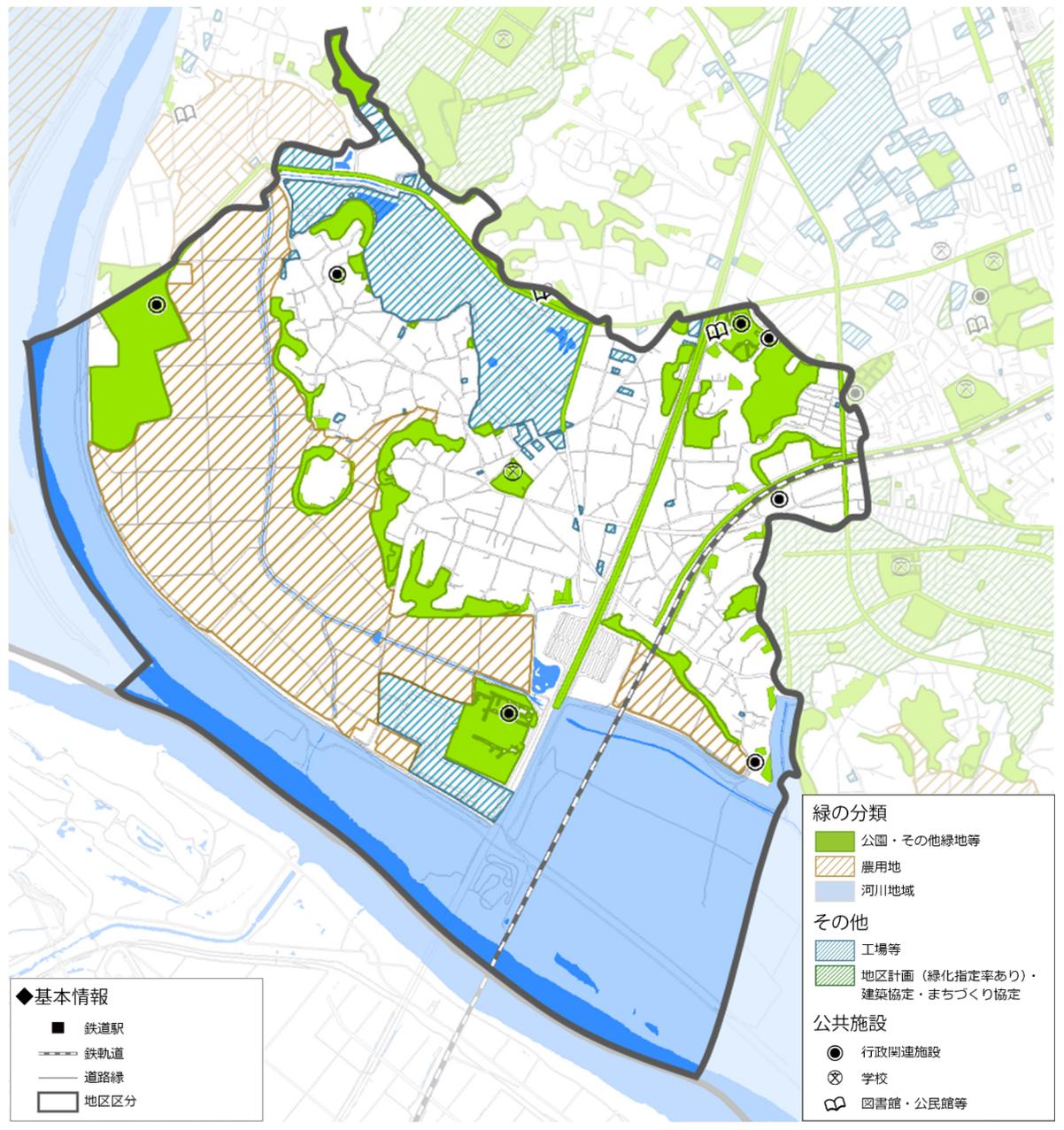


大木・板戸井地区	
＜現況＞	
地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 農村集落地，大規模農用地
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 大規模農地と集落地で形成（鬼怒川沿岸） ＜右岸側＞・利根川の調節池となっている大規模農地と台地上の集落地で形成 ＜左岸側＞・台地の緑辺部に寄り添う形で集落地が形成
緑・生物環境	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 公園は少ないが大規模農地や保存緑地などは地区全体に分布 ・大規模農用地が広く分布 ・既存集落地を中心に保存緑地や社寺などの緑地が多く分布
市民活動 ・住民意向	<ul style="list-style-type: none"> ・鬼怒川里山の会による河畔林を活用した緑ふれあいの場の整備 ・自然環境への満足度：85.1%（平成 30(2018)年市民アンケート） ・公園の安全性・快適性への満足度：52.7%（平成 30(2018)年市民アンケート）
＜現況写真＞	
	
<p>▲ 既存集落内の多様な緑（板戸井地区）</p>	

(4) 大柏・野木崎地区

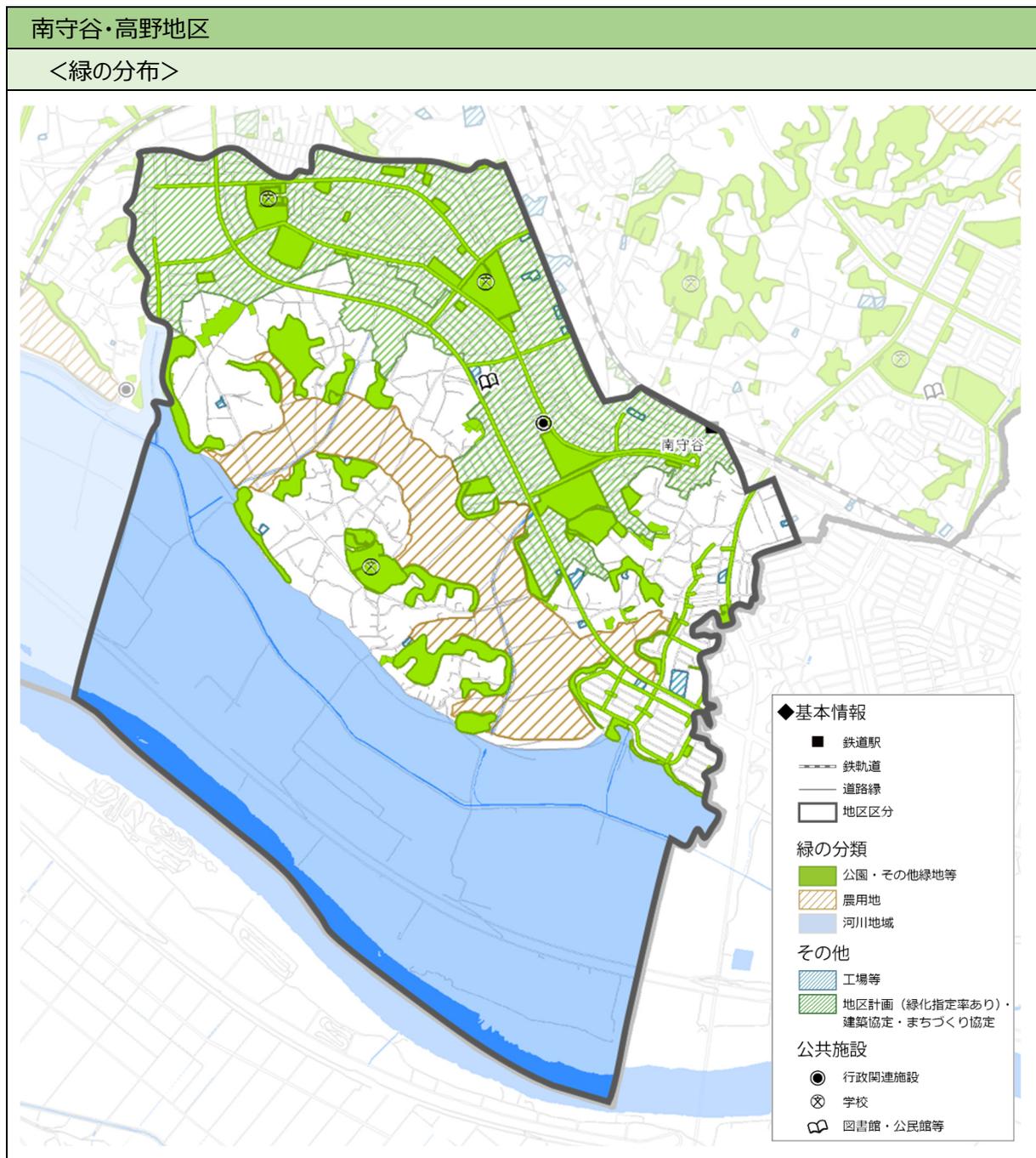
大柏・野木崎地区

<緑の分布>



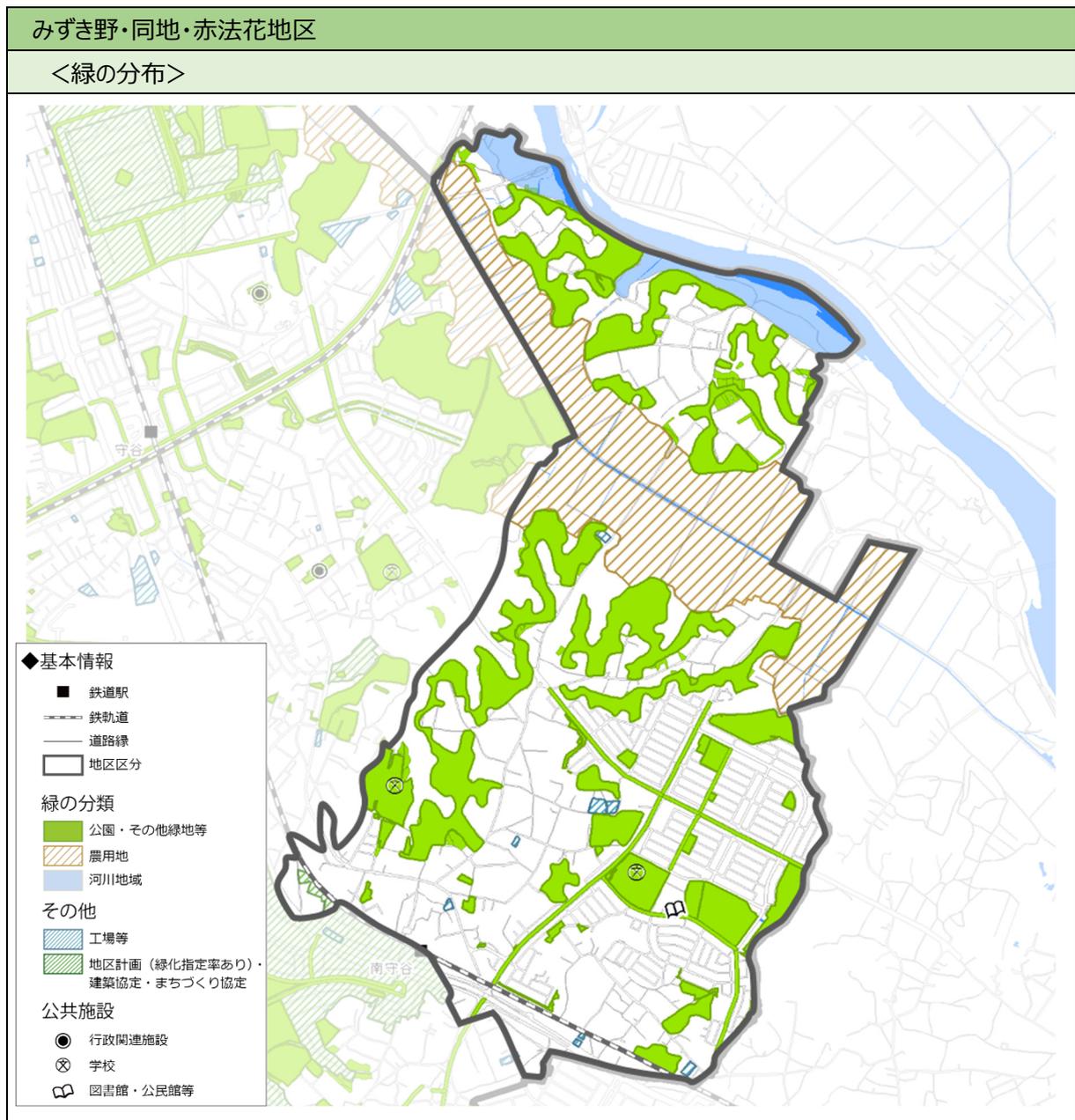
大柏・野木崎地区	
＜現況＞	
地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 行政文化拠点 ▪ 工業団地 ▪ 農村集落地, 大規模農用地
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 市役所, 図書館が立地 ▪ 大規模農地と集落地で形成
緑・生物環境	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 大規模農地や保存緑地などが地区全体に分布 <ul style="list-style-type: none"> ・市役所庁舎を取り囲むように斜面林が分布（保存緑地） ・常総運動公園, 大利根運動公園の大規模な公園が2箇所分布 ・大規模農用地が広く分布 ・既存集落地を中心に保存緑地や社寺などの緑地が多く分布 ・絶滅危惧ⅠA類の「オキナグサ」が確認, 県内最後の自生個体であると考えられる
市民活動 ・住民意向	<ul style="list-style-type: none"> ・大柏里山の会による平地林の管理, EPOP などによる農地周辺環境整備や彼岸花の里の整備 ・自然環境への満足度：85.1%（平成30(2018)年市民アンケート） ・公園の安全性・快適性への満足度：52.7%（平成30(2018)年市民アンケート）
＜現況写真＞	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲市庁舎周辺の斜面林</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲工業団地周辺の緑</p> </div> </div>	

(5) 南守谷・高野地区



南守谷・高野地区	
＜現況＞	
地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 住宅団地（南守谷，美園） ▪ 農村集落地 ▪ 稲戸井調節池 ▪ 大規模農用地
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 地区の北側に広範囲に住宅団地が形成（南守谷地区，美園地区） <ul style="list-style-type: none"> ・2つの住宅団地が整備（南守谷地区，美園地区） ・南守谷地区は「南守谷・緑の街づくり協定」により土地の緑化を推進 ・南守谷住宅団地は，昭和50年代に住宅団地として整備 ・美園地区の住宅団地は，平成5(1993)年に土地区画整理事業により整備 ・住宅団地には植樹帯や遊歩道，生垣の緑が多い ▪ 既存集落が広範囲に形成（高野地区） <ul style="list-style-type: none"> ・台地上の集落地に囲まれた谷津が広がっている ・高野地区は市の重要な農業生産環境である ・高野地区の既存集落地には樹林地が残し，良好な自然環境を有している ▪ 河川と一体となった稲戸井調節池はグリーンインフラとして防災機能を発揮 <ul style="list-style-type: none"> ・利根川の稲戸井調節池は区域内の環境保全と調和を図りつつ，調節容量増大のための堀削整備を推進（洪水調整機能（防災機能））
緑・生物環境	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 公園は市街化区域内をおおむねカバー <ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園である街区公園が市街化区域内をおおむねカバー ▪ 市街化調整区域にも緑が多く分布 <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域を中心に大規模農用地（高野地区）が整備 ・集落地に保存緑地などが多く分布
市民活動 ・住民意向	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園の活用（高野地区・高野瓜代農園） ・自然環境への満足度：83.4%（平成30(2018)年市民アンケート） ・公園の安全性・快適性への満足度：61.8%（平成30(2018)年市民アンケート）
＜現況写真＞	
	
▲南守谷住宅団地	▲稲戸井調節池周辺の緑

(6) みずき野・同地・赤法花地区



みずき野・同地・赤法花地区	
<現況>	
地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 農地，農村集落地 ▪ 住宅団地（みずき野地区）
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 地区北部の小貝川沿いに集落地が形成（同地地区，赤法花地区） <ul style="list-style-type: none"> ・同地，赤法花地区の集落地は市街地と連絡する交通機能が不十分 ・小貝排水路に沿って大小の谷津が入り込んでいる ・低地部は良好な水田として利用 ・低地から台地に至る斜面には良好な樹林地が残る ▪ 地区中央部には集落地と農地が形成（本町，奥山新田地区） <ul style="list-style-type: none"> ・地区の中央に位置する本町の奥山新田には集落地と農地が広がっている ▪ 地区南部には樹林地と農地が形成 <ul style="list-style-type: none"> ・地区南部の愛宕谷津には樹林地・農地が形成 ▪ 地区南東部には住宅団地が形成（みずき野地区） <ul style="list-style-type: none"> ・みずき野地区は基盤施設が整い良好な居住環境と成熟したコミュニティを有する ・一方で，近年は人口減少傾向にあり，一部に低未利用地が存在
緑・生物環境	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 公園は市街化区域内をおおむねカバー <ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園である街区公園が市街化区域内をおおむねカバー ・みずき野に歴史公園である郷州文化財公園が立地 ▪ 市街化調整区域にも緑が多く分布 <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域を中心に，大規模農用地や保存緑地などが多く分布
市民活動 ・住民意向	<ul style="list-style-type: none"> ・郷州里山の会による平地林を活用したふれあいの場の整備 ・同地の茨城森林クラブ守谷フィールドでは間伐などの森林整備により山百合の自生地が復元し，小学生による古代米の栽培体験を実施 ・自然環境への満足度：89.1%（平成 30(2018)年市民アンケート） ・公園の安全性・快適性への満足度：62.6%（平成 30(2018)年市民アンケート）
<現況写真>	
	
<p>▲ 緑豊かなみずき野住宅団地と斜面林</p>	

6 関連する計画や法律などの動き

本計画の策定に際し、都市緑地法の改正や生物多様性に関する国の動きなどを時系列で整理しました。

関連する計画や法律などの動き				
平成 14 年	2002	2 月	守谷市市制施行	守谷市
		3 月	「守谷市緑の基本計画」(前計画)の策定	守谷市
平成 24 年	2012	9 月	「生物多様性国家戦略 2012-2020」の策定	環境省他
平成 28 年	2016	11 月	「生物多様性国家戦略 2012-2020 の達成に向けて加速する施策」の公表	環境省他
平成 29 年	2017		都市緑地法などの改正	国土交通省
令和元年	2019	7 月	「グリーンインフラ推進戦略」が発表	国土交通省

7 用語の説明

あ行

運動公園（うんどうこうえん）

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。

屋上緑化（おくじょうりよくか）

建築物の屋上部分に緑化を行うこと。

温室効果ガス（おんしつこうかがす）

太陽の光は、地球の大気を通過し、地表面を暖め、暖まった地表面は、熱を赤外線として宇宙空間へ放射するが、大気はその熱の一部を吸収する。これは、大気中に熱（赤外線）を吸収する性質を持つガスが存在するためである。このような性質を持つガスを「温室効果ガス（Greenhouse Gas）」と呼ぶ。

か行

街区公園（がいくこうえん）

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。

外来種（がいらいしゆ）

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指す。

外来生物（がいらいせいぶつ）

人間による意図的または非意図的な活動によって、本来持つ移動能力を超えて、他の地域に持ち込まれ、野外に生息、生育している生物のこと。「外来」といいながら、海外だけでなく、国内の他地域から持ち込まれた生物も含む。

河川区域（かせんくいき）

洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される区域である。一般的には堤防の川裏（住居や農地などがある方）法尻から、対岸堤防の川裏の法尻までの間の区間をいう。

河川法（かせんほう）

河川について、洪水、津波、高潮などによる災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とした法律（昭和 39 年法律第 167 号）である。

環境学習（かんきょうがくしゅう）

各主体の環境に対する共通の理解を深め、意識を向上させ、各主体の行動への環境配慮を促進すること。

環境基本計画（かんきょうきほんけいかく）

国や地方自治体（時には民間企業など）の環境保全に関する基本的な計画である。

環境省レッドリスト（かんきょうしょうれっどりすと）

日本に生息・生育する野生生物で、絶滅のおそれのある種を環境省がリスト化したものである。おおむね5年ごとに全体的な見直しが行われている。

希少種（きしょうしゆ）

環境の変化などにより個体数が極めて数少なくなっている生物種のことを指す。

既成市街地（きせいしがいち）

産業または人口が相当程度集中し、公共施設の整備及び土地の高度利用などの市街地としての開発が既に行われている地域である。

近隣公園（きんりんこうえん）

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。

景観計画（けいかんけいかく）

平成16年6月に公布された景観法（平成16年法律第110号）に基づいて景観行政団体が定める、景観に関する総合的な計画である。

公共施設等総合管理計画（こうきょうしせつとうそうごうかんりけいかく）

公共施設などの全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化。公共施設などの最適な配置を実現する計画である。

公共施設緑地（こうきょうしせつりよくち）

都市公園以外で公的な管理がされており、公園に準ずる機能を持つ施設のこと。

耕作放棄地（こうさくほうさち）

5年に一度調査が行われる「農林業センサス」で定義されている用語で、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地」である。

国土利用計画（こくどりようけいかく）

自然的、社会的、経済的、文化的といった様々な条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを目的とした計画である。

さ行**里山（さとやま）**

現に管理若しくは利用をされ、またはかつて管理若しくは利用をされていた農地、水路、ため池、二次林、その他これらに類する土地の全部または一部及び人が日常生活を営む場所が一体となっている区域で、良好な景観の形成、災害の防止、伝統的な文化の伝承、余暇または教育的な活動の場の提供などの機能を有する地域をいう。

市街化区域（しがいかくいき）**市街化調整区域（しがいかちょうせいいき）**

市街化区域は都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域をいう。市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域をいう。

市民農園（しみんのうえん）

サラリーマン家庭や都市の住民の方々のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、農家でない方々が小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園のことをいう。

市民緑地契約（しみんりよくちけいやく）

主として土地などの所有者からの申出に基づき、地方公共団体または緑地管理機構が当該土地などの所有者と契約することをいう。

市民緑地制度（しみんりよくちせいど）

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体または緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。

社寺林（しゃじりん）

社寺に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林のことを指す。

植生（しょくせい）

その土地の環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団の総称である。

植生図（しょくせいず）

地域の植生をタイプ分けし、そのタイプ毎の分布状況を地図上に示したものである。現況植生図、潜在自然植生図などがある。

人口ビジョン（じんこうびじょん）

人口に関する目指すべき将来の方向と将来展望を示した計画である。

親水性（しんすいせい）

河川や海などの水辺において、水と親しむことをいう。

森林法（しんりんほう）

森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする法律（昭和 26 年法律第 249 号）のこと。

スマートインターチェンジ（すまーといんたーちえんじ）

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETC を搭載した車両に限定しているインターチェンジである。

生産緑地（せいさんりよくち）

良好な都市環境の形成に資することを目的とした法律である生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）に基づく、市街化区域内にある農地などで都市計画に生産緑地として定められた土地または森林のことを指す。

生態系（せいたいけい）

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物と無機的環境の間の相互作用を総合的に捉えた、生物社会のまとまりを示す概念のことをいう。まとまりの捉え方によって、地球全体をひとつの生態系と捉えることもでき、森林、湿原、川などもひとつの生態系と捉えることもでき、その規模は様々である。

生態系サービス（せいたいけいさーびす）

生物と地形や地質などの非生物からなる生態系の作用・機能のうち、人が恩恵を受ける生態系からの財・サービス（酸素や水の供給，土壌が支える農作物の供給・洪水防止機能，湧水による気温安定や，水と緑の景観，など）を指す。

生物多様性国家戦略（せいぶつたようせいこっかせんりやく）

生物多様性条約及び生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に基づく，生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画である。平成 22(2010)年 10月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに，平成 23(2011)年 3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会の在り方を示すため，平成 24(2012)年 9月28日に閣議決定された。

絶滅危惧 IA 類（ぜつめつきぐあいえーるい）

ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いものを指す。

絶滅危惧 II 類（ぜつめつきぐにるい）

絶滅の危険が増大している種を指す。

総合計画（そうごうけいかく）

地方自治体（日本の都道府県や市区町村を統括する行政機関）が策定する自治体の全ての計画の基本となる，行政運営の総合的な指針となる計画である。

た行

地域防災計画（ちいきぼうさいけいかく）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（第 40 条）に基づき，地方自治体（日本の都道府県や市区町村を統括する行政機関）の長が，それぞれの防災会議に諮り，防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画である。

地球温暖化（ちきゅうおんだんか）

人間の活動に伴い，二酸化炭素などの「温室効果ガス」が大気中に放出され，地球全体の平均気温が上昇している現象のこと。

地区計画（ちくけいかく）

地区毎に建築物の建築形態，道路や公園などの公共施設などの配置などについて地権者などの意見を反映して定め，それぞれの地区の特性に相応しい良好な環境を整備，保全するために定められる計画のこと。

透水性舗装（とうすいせいほそう）

舗装の上部層から下部層まで全体が水を通すタイプの舗装である。雨水を地中に還元する性質をもち，街路樹などの水循環環境の育成や，雨水の流出を抑制する効果があるとされる。

特殊公園（とくしゅこうえん）

風致公園，動植物公園，歴史公園，墓園など特殊な公園で，その目的に則し配置する。

特定外来生物（とくていがいらいせいぶつ）

外来生物（移入種）のうち，特に人の健康，生態系などへの被害が認められるものとして，特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）によって規定された生物。生きているものに限られ，卵・種子・器官などを含む。

都市計画基礎調査（としけいかくきそちょうさ）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき、都市現況及び将来の見通しを定期的に把握するための調査である。

都市計画区域（としけいかくいき）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）で定められた規制の対象になる地域のこと。都市計画区域は市町村の行政区域にとらわれず、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都道府県知事が指定する。

都市計画法（としけいかくほう）

都市の健全な発展などを目的とする法律（昭和 43 年法律第 100 号）である。

都市計画マスタープラン（としけいかくますたーぷらん）

都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備などの方針を明らかにする市町村のマスタープランである。

都市公園（としこうえん）

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に基づき設置・管理されている施設のこと。

都市公園法（としこうえんほう）

都市公園の設置及び管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律（昭和 31 年法律第 79 号）である。

都市緑地（としりよくち）

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地などにおいて良好な樹林地などがある場合あるいは植樹により都市に緑を増加または回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）

都市緑地法（としりよくちほう）

良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律（昭和 48 年法律第 72 号）である。

土地区画整理事業（とちくかくせいりじぎょう）

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更に関する事業である。

な行

二次林（にじりん）

自然林の伐採・火入れなどによって人間が二次的につくりだした雑木林のことを指す。主にクヌギ・コナラなどの落葉広葉樹で構成される里山の林である。

農振法（のうしんほう）〔農業振興地域の整備に関する法律〕

自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とした法律(昭和44年法律第58号)である。

農用地区域（のうようちいき）

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づき、今後とも農業の振興を図るべき地域として、知事が指定する農業振興地域内の土地で、今後長期間にわたり農業上の利用を図るべき土地の区域のことをいう。農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する「農業振興地域整備計画」で定められている。

は行**バリアフリー（ばりあふりー）**

現存する障壁（バリア）を取り除くこと、またはその考え方である。ここでいうバリアには、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、全ての障壁が含まれる。

ヒートアイランド現象（ひーとあいらんどげんしょう）

都市部において高密度にエネルギーが消費され、また地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているため、水分の蒸発による気温の低下が妨げられ、郊外部よりも気温が高くなっている現象のこと。

ビオトープ（びおとーぷ）

特定の生物群集が生息できるような、生態学的にも一定のまとまりのある空間のこと。

壁面緑化（へきめんりよくか）

ツタ類などで建物の外壁を覆ったり、バルコニーにフラワーポットや花壇などを設置して外部から見える緑化空間を創出する方法のこと。

保存樹林・保存樹木（ほぞんじゅりん・ほぞんじゅもく）

市の条例などにより、指定し保存する、地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などを指す。

保存緑地（ほぞんりよくち）

緑の保全を図るため、樹林地・樹木などを保存緑地として指定する制度である。

ま行**まち・ひと・しごと創生総合戦略（まち・ひと・しごとそうせいそうごうせんりやく）**

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目指す政策のこと。

水循環（みずじゅんかん）

水が、蒸発、降下、流下または浸透により、海域などに至る過程で、地表水または地下水として河川の流域を中心に循環することをいう（水循環基本法（平成26年法律第16号）の定義）。生態学的には、地圏、大気圏、生物圏、水圏を水が液体、気体、固体と相を変えながら循環することを指す。

民間施設緑地（みんかんしせつりよくち）

民有地で公園に準ずる機能をもち公開性があり永続性が高い施設のこと指し、本計画では寺院・神社、公開企業グラウンドが挙げられる。

猛禽類（もうきんるい）

猛禽類は、タカ目、フクロウ目及びハヤブサ目の総称。

や行

屋敷林（やしきりん）

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林。

ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

文化・言語の違い、老若男女の差異、障がい・能力の如何を問わずに、誰でも公平に・自由に・安全に・簡単に・楽に使えるよう配慮された施設・製品・情報などの設計（デザイン）のこと。

ら行

立地適正化計画（りつちてきせいかけいかく）

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通などの様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる市町村マスタープランの高度化版である。

緑地環境保全地域（りよくちかんきょうほぜんちいき）

緑地環境保全地域は、優れた天然林や市街地の周辺地域にある樹林地などで、良好な自然環境を形成している地域の保全を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、「自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域とともに茨城県により指定された地域のこと。

緑地管理機構（りよくちかんりきこう）

都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき、緑地整備や管理について一定の能力を有し、県知事から指定を更けた公益法人または特定非営利活動法人のこと。

緑地協定（りよくちきょうてい）

都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき、都市計画区域内における相当規模の一団の土地で、市街地の良好な環境を確保するために、所有者全員の合意によって締結する緑地の保全または緑化の推進に関する協定。

緑道（りよくどう）

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性・快適性の確保を図ることを目的として、植樹帯や歩行者路などを主体とする緑地。

レッドリスト（れっどりすと）

絶滅のおそれのある野生生物の種（絶滅危惧種）の一覧。レッドリストに掲載された種について、生態・分布・生息状況などの詳細な情報を掲載したレッドデータブックが作成されている。IUCN（国際自然保護連合）が作成する世界規模のレッドリスト（IUCN 絶滅のおそれのある生物種のレッドリスト）を基に、世界各国・地域で独自のリストが作成・公表されている。日本では環境省や各都道府県及び日本哺乳類学会などの学術団体がそれぞれ独自のレッドリストを作成している。